

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市景観計画（案）」について、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名 称 佐伯市景観計画（案）
- 2 意見募集期間 令和元年12月25日（水曜日）から令和2年1月24日（金曜日）まで
- 3 意見提出件数 3件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

（1）意見1

「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の考慮の有無について

「景観計画の位置づけの『関連法令等』（P3）」や「『施行されている法令によって規制されている事項』の表（P64）」のなかに、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」が含まれていない。このガイドラインは平成16年に策定されたもの（景観法と同年）であり、景観に配慮した道路のデザインを実施する際に参考とすべき事項を取りまとめたものである。インバウンド観光の増加等も踏まえて良好な道路の景観形成への要請もますます高まりを見せており、平成29年度にはガイドラインの改定および追加が行われている。景観を考える上で重要視すべきものである。このガイドラインは考慮されているのか。もし、考慮されているとしたら、整合性は取れているのか。また、その根拠は。

「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」で国が推奨する基本4色に「白色」はない。これがスタンダードとなっている。特に東京駅、京都、日光など、世界から評価される場所は配慮が進んでいる。道路景観が整うことで、民間の景観意識は大きく向上し、景観に見合う建築を誘うきっかけともなる。しかし、道路に関連する項目は97ページのたった半分のみである。なぜ道路の項目を充実させていないのか。

「白色」を使うことはあるのか。白色を使用する場合は、どういう定義（判断）で決めるのか。

【実施機関の考え方】

ご意見にありますように、人々の目に映る景観において、道路及び道路附属物等の色彩・デザインの重要性は感じております。ご指摘のとおり「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の表記が現計画案の中にはありませんでしたので、97ページの部分に追記を行い、道路を含めたより良好な景観形成の促進を行っていきたく思います。

色彩については「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を推奨しながら、その場所の特性に合った整備計画が行われるよう、整備に携わる各種関係機関と連携し、景観形成を進めていきたいと考えています。道路や公園、河川といった公共空間の景観形成については、49ページにて「現状と課題」、52ページにて「市内全域の基本方針」の一部として明記しており、重要視しております。

景観形成重点地区（山際周辺地区・船頭町地区）内の道路附属物等は、ガイドライン推奨色を基本とし、その他の地域については周辺景観や沿道特性を勘案した色彩での整備を推進していきたくと考えております。

（2）意見2

景観形成重点地区の指定について

交通の結節点（佐伯駅・佐伯 IC・葛港）が指定されていない。人の第一印象は、その後の地域の評価に大きく影響する。なぜ指定していないのか。

【実施機関の考え方】

本計画では、景観形成重点地区に指定されていない「一般地域（市内全域）」についても景観形成の方針及び一定のルールを定めております。景観形成重点地区は地域の誇りや象徴となる景観が既に形成されている地区などを基本としてきめ細かなルールを設定していくエリアで、市民の皆様とワークショップ等を重ね、今回の地区を選定・指定させていただきました。今後、まちの景観形成を進めていく中で、必要に応じて、地元及び管理者の方々と協議しながら追加・変更を行っていきたいと考えております。

(3) 意見3

構成について

5ページから47ページは、参考資料として巻末に移してはどうか。この部分は計画ではない。また、より実現性の高い計画となるためには、重要度の高い部分を前半に持ってくるべきである。

【実施機関の考え方】

本計画策定の大きな目的として「本市の魅力的な景観を次世代に継承していくこと」を掲げております。そのためにまずは本市の景観特性及び景観に対する住民意識の把握を行った景観市民ワークショップの内容を含む前段部分も重要なものと認識していますので、計画内に入れさせていただいております。

5 意見に基づいて修正した内容等

当該意見の【実施機関の考え方】に明記しています。

6 問い合わせ先

佐伯市役所建設部都市計画課（本庁舎4階）

直通電話 0972 - 22 - 3114

Eメール keikaku-kikaku@city.saiki.lg.jp